

広島市地震被害想定調査業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務の概要

- (1) 業務名
広島市地震被害想定調査業務
- (2) 業務内容
別紙「広島市地震被害想定調査業務委託仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間
契約締結日から令和9年3月31日まで

2 業務価格

本業務に係る費用は28,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

3 契約担当課

広島市危機管理室災害予防課（本庁舎13階）
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
T e l （082）504-2664 F a x （082）504-2802
電子メール saigaiyobo@city.hiroshima.lg.jp

4 全体スケジュール

公示日	令和7年8月20日（水）
質問受付期限	令和7年8月27日（水）
応募資格確認申請書提出期限	令和7年9月 3日（水）
提案書提出期限	令和7年9月18日（木）
審査（ヒアリング）	令和7年9月30日（火）
審査結果通知	令和7年10月初旬（予定）

5 応募資格

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）の必要な条件は、次のとおりとする。

なお、本業務実施のための共同企業体としての参加も認めるが、参加する共同企業体の構成員となる者の単体企業としての参加は認めない。

(1) 単体企業の応募資格

- ア 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していないこと。
- イ 広島市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ウ 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- エ 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-02 調査・研究」に登録されている者

であること。

- オ 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-03 計画策定」に登録されている者であること。
- カ 広島市競争入札参加資格の「令和7・8年度」の「土木関係建設コンサルタント」業務の登録種目「地質」に登録されている者であること。
- キ 広島市競争入札参加資格の「令和7・8年度」の「土木関係建設コンサルタント」業務の登録種目「土質及び基礎」に登録されている者であること。
- ク 管理技術者及び照査技術者は、技術士（総合技術監理部門「応用理学—地球物理及び地球化学」、応用理学部門（「地球物理及び地球化学」又は「地質」）又は建設部門「土質及び基礎」）又はRCCM（「地質」又は「土質及び基礎」）の資格を保有していること。
- ケ 管理技術者及び照査技術者は、平成22年度以降に完了した地震被害想定に関する業務に管理技術者又は照査技術者として従事した実績を有する者であること。
- コ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- サ 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- シ 再委託する場合の再委託予定事業者についても、上記アからウ、コ、サの条件をすべて満たしていること。

(2) 共同企業体の応募資格

- ア 共同企業体の構成員数は2者又は3者であること。
- イ 構成員のすべてが(1)アからウ、コ、サを全て満たすこと。
- ウ 構成員のうち1者以上が、(1)エからケを全て満たすこと。
- エ 再委託する場合の再委託予定事業者についても、(1)アからウ、コ、サの条件をすべて満たしていること。

6 応募資格確認申請書の提出

(1) 提出書類

次に掲げる書類を全て提出すること。

※ 共同企業体の場合は、構成員ごとに、ア及びイを提出すること。

再委託する場合は、再委託予定事業者ごとに、イを提出すること。

ア 応募資格確認申請書（様式1） 1部

イ 5の応募資格の(1)イに該当していることが確認できる書類

(ア) 広島市税の納税証明書（写し可） 1部

「〇〇年〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書（証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

(イ) 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可） 1部

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書「その3の3」（電子納税証明書は

不可。証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

(ウ) 本市に納税義務がない場合は、広島市税の納税証明書にかわる申立書（様式7） 1部

本市に事業所を有しないこと等が確認できる書類（登記の写し等）も添付すること。

ウ 5の応募資格の(1)ク及びケが確認できる書類

エ 共同企業体結成届等（様式2-1、2-2、2-3） 各1部

（共同企業体で応募資格確認申請書を提出する場合に限る。）

※ 応募資格確認申請書提出時において、協定の締結がなされていない場合、提案書の提出時まで
に締結し、共同企業体結成届等を添付すること。結成されていることを確認できない場合は、提
案書を受け付けない。

(2) 提出期間

公示日から令和7年9月3日（水）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条
例第49号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時
15分まで

(3) 提出場所

3のとおり。

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

なお、提出された応募資格確認申請書当は返却しない。

(5) 応募資格確認結果の通知

応募資格確認申請書の受理・審査後、応募者に速やかに書面にて通知する。

7 提案書の提出

(1) 提案書の記載項目

様式5のとおり。

(2) 提出書類

次のア、イ、ウを提出すること。

ア 提案書正本（様式3（正本用表紙）+様式5） 1部

イ 提案書副本（様式4（副本用表紙）+様式5） 7部

ウ 共同企業体結成届等（様式2-1、2-2、2-3） 各1部

（応募資格確認申請書提出時に提出しなかった共同企業体に限る。）

(3) 留意事項

ア 提案書は1者1提案とし、2以上の提案書が提出された場合は失格とする。

イ 提出後の提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。

ウ 提案書の正本用表紙（様式3）には、提案者名（所在地、企業名、代表者職氏名）等を記載し、
提案者が押印すること。ただし、提案者名等の記載と押印は正本用表紙（様式3）のみとし、副本
用表紙（様式4）には提案者名等応募者が類推できる記載はしないこと。

エ 提案書（様式5）には提案者（提出者）名を記載しないこと。

オ 提出書類は返却しない。

カ 提案書の内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容にすること。

(4) 提出期間

応募資格確認結果の通知日から令和7年9月18日（木）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(5) 提出先

3のとおり。

(6) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

8 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和7年8月27日（水）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付場所

3のとおり。

ウ 受付方法

質問書（様式6）に記入の上、電子メール又はF a xで提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、質問を受理した日から閉庁日を除き5日以内に質問者に直接回答し、3において、令和7年9月18日（木）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

9 審査

(1) 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、広島市地震被害想定調査業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、受託候補者特定基準に基づいて行う。

(2) 審査委員会の委員は、次の職にある者をもって構成する。

委員長 危機管理室長

副委員長 危機管理室参与

委員 危機管理室災害対策課長

都市整備局都市計画課長

道路交通局道路交通企画課長

(3) 受託候補者特定基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり。

(4) 受託候補者の特定

ア 受託候補者の特定に当たっては、プレゼンテーションを実施する。

- (ア) プレゼンテーションの実施日は、令和7年9月30日（火）を予定している。開催の詳細は応募者に別途通知する。
- (イ) プレゼンテーション参加者による提案内容の説明は20分以内、質疑応答は10分以内として実施することを予定している。
- (ウ) プレゼンテーションの出席者は、責任者を含む2名以内とする。なお、説明は全て提出済みの提案書に基づき行うものとし、追加資料の提出は認めない。
- (エ) 説明に要する物品・機材の持ち込みは自由とする。なお、プロジェクター機器一式については、本市にて用意するが、これらを使用する場合は、あらかじめ本市に申し出て、指示を受けること。
- イ 審査委員会での審査の結果、最高得点の提案書を提出した者を受託候補者とする。ただし、審査委員会において、受託候補者特定基準の配点欄の※印の項目について、1項目でも0点がある場合は失格とし、受託候補者の対象外とする。
- ウ 最高得点者が2者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

(5) 審査結果の通知

受託候補者を特定した後は、速やかに提案者全員に書面にてその結果を通知する。（令和7年10月初旬を予定）

(6) 審査結果の公表

契約の締結後、速やかに応募者数、最高得点者の名称及び総得点について、広島市ホームページにおいて公表する。

10 契約

- (1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、特命随意契約を行う。ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得た者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う。
- (2) 契約を締結する場合には、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険契約を締結して3に提出したとき。

なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。

イ 契約保証金免除申請書（広島市のホームページからダウンロードできるもの。）を、3に提出したとき。なお、契約保証金免除申請の承認には、次の(ア)から(ウ)までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。

(ア) 契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行していること。

(イ) 広島市税について滞納がないこと。

(ウ) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

詳細については「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」を参照のこと。

なお、契約保証金免除申請の承認には、広島市による審査が必要であり、契約締結日になっ

て初めて契約保証金の免除を申請すると、広島市において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に3に申請すること。

11 その他

- (1) 本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。
- (2) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提案書等の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とする。
- (4) 提案書に記載した従事予定者は、原則として変更できない。病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更する場合は、広島市の了解を得なければならない。
- (5) 本プロポーザルに参加しようとする者は、審査結果の公表まで、本プロポーザルに関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利になるように、委員に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、失格にするとともに指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 提案書等に虚偽の記載をした場合又はその他不正の行為をした場合には、失格にするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (7) 提出された提案書等に係る内容は、受託候補者特定の目的以外に無断で使用しない。ただし、提案者の了承を得た場合には、この限りではない。また、広島市情報公開条例第5条第1項に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (8) 別紙「広島市地震被害想定調査業務委託仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、提案書の内容については、全て契約書にその内容を記載（様式5を添付）し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。